

中小企業信用保険法第2条第5項第1号による認定時の必要書類等

【1号認定要件】

1. 指定事業者に対して、50万円以上の売掛金債権(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)、または前渡金返還請求権を有していること。
2. 指定事業者に対して、50万円未満(1円以上50万円未満)の売掛金債権等を有し、かつ、最近6か月又は1年間の全取引に占める指定事業者との取引額の割合が20%以上であること。

※指定事業者と直接取引を有していた、又は、有しており、上記1、2の何れかに該当すること。

【必要書類】

1. 認定申請書 全3枚 (①認定申請書(認定用) ②認定申請書(市控え) ③計算書)
2. 【法人の場合】 直近決算の確定申告書(写し)
履歴事項全部証明(発行後3か月以内)(写し)
確定申告書は、法人税確定申告書 別表1(表1枚)、法人事業概況説明書、決算書(損益計算書、貸借対照表)、税務署受付の確認できる資料等の写しを含みます。

【個人の場合】 直近の確定申告書一式(写し)
白色申告の場合は収支内訳書等、青色申告の場合は青色申告決算書等を含み、税務署受付の確認できる資料等の写しを含みます。
3. 許認可業種の場合は許認可証の写し(例 : 運送業の場合、運送業許可証)
(必要となる場合があります)
4. 代表者印(実印)
5. 必要書類は、決算書、試算表、売上台帳、仕上台帳、納品書、契約書等の他、受取手形等(表裏)、再生債権届出書等の写しが必要になる場合があります。又、指定業者と直接取引を確認するために、必要に応じて裁判所からの通知書等の写しを添付していただく場合があります。

【例】

- ・ 売掛金等未回収債権の額が50万円以上であるかを確認するための資料
受取手形/小切手等の証券現物の写し(表裏)
再生債権届等、売掛債権の未回収について届がある場合はその写しと売上元帳
売上元帳と入金確認資料(通帳等)の写し
仕入(買い方)の場合は前渡金があり請求している事が必要
- ・ 指定業者との取引シェア確認の為の資料
直近決算から6か月以内の場合は、決算書から総売上高を引用し、同期間の売上元帳から指定業者の売上高/明細を引用します。
直近決算から6か月超経過の場合は直近6か月間の全体売上高/指定業者への売上高を試算表/売上元帳より引用します。

※ 個人の場合、もしくは法人で税理士等によらず、自身で作成された資料や、社名等が確認できない帳票等については、書類の下部(余白)に真正性の証明を記載してください。

記載例 : 「上記のとおり相違ありません。令和〇年〇月〇日 会社名 代表者名 実印

※ 白色申告の場合、昨年1年間の月ごとの売上が分かる書類を別途ご用意ください。

6. 金融機関等の代理申請の場合、委任状は、申請書と同じ実印を押した委任状

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

申請者

住所

氏 名

印

(名称及び代表者の氏名)

私は、 が、 年 月 日 (注1)
の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金等の回収が困難となったため、経
営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定さ
れるようお願いいたします。

記

1	に対する売掛金等	円
	うち回収困難な額	円

2 _____ に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの
に対する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

(注1) 「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2のいずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた日から３０日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

【市处理欄】

受付日 令和 年 月 日

高歴産 第 号

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

申請者

住所

氏 名

印

(名称及び代表者の氏名)

私は、 が、 年 月 日 (注１)
の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金等の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第１号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1	に対する売掛金等	円
	うち回収困難な額	円

2 _____ に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの
に対する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

(注1) 「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2のいずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた日から３０日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

高歴産 第 号
令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで
認定者 高槻市長 濱田 剛 史 印

（単位： 円）

ア 債権等の明細

	債権の額	内・回収困難な額	債権発生 of 具体的原因
受取手形	円	円	
売掛金	円	円	
前渡金	円	円	
未収金	円	円	
その他 ()	円	円	
合計	円	円	

イ 取引依存度

（単位： 円）

取引先		全体 (A)	(株)全東信 (B)	取引依存度 (A／B)
取引額 (※)				
最近 6 か 月 間 又 は 1 2 か 月 間	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	年 月	円	円	
	合計	円	円	%

※ 取引額は、売上高または、商品仕入高の何れかとします。

上記の通り相違ありません。 令和 年 月 日
